平成２１年（フ）第１０３号
千葉県銚子市森戸町733番地
債務者　松本　　一
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第４８号
新潟県南蒲原郡田上町大字坂田甲41番地
債務者　田辺　　進
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第４９号
新潟県南蒲原郡田上町大字坂田甲41番地
債務者　田辺　洋子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第５３号
新潟県燕市杉名126番地４
債務者　小池麻希子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第７１号
三重県松阪市久保町1445番地４
債務者　水谷　貴司
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第３３号
京都府福知山市鴨野町43番地
債務者　藤原　優香
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第４６号
京都府福知山市字中ノ１番地の11
債務者　吉田　　仁
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第１３８号
福島県会津若松市町北町大字上荒久田字古屋敷78番地、前住所福島県会津若松市日新町８番16号
債務者　長谷部秋男
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第１６７７号
愛知県知多郡武豊町字多賀１丁目40番地
債務者　末廣　修司
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７８２号
愛知県東海市加木屋町寺ノ前14番地
債務者　間瀬　武彦
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５号
京都府京都市伏見区向島四ツ谷池14番地１
向島市営住宅５－６棟1009号、前住所京都府京丹後市弥栄町溝谷4800番地
債務者　廣瀬　康弘
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第３８５３号
大阪府大東市赤井２丁目４番33号　ハイツことぶき１番館３Ｄ
債務者　宮﨑　浩二
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４６０号
大阪市西成区潮路２丁目２番７号
債務者　中谷　義高
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５６６号
大阪府箕面市稲３丁目９番13号
債務者　浅井麻衣子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９８１号
大阪市西区江之子島１丁目６番８―505号
債務者　吉田　佑城
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１６８号
大阪府豊中市東豊中町５丁目２番112―106号
債務者　林　　充孝
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１７６号
大阪府豊中市新千里南町２丁目１番Ｂ27―207号
債務者　石田　龍彦
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２７８号
大阪府門真市脇田町２番３―708号
債務者　帆足美和子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部